

証券コード 3528
2020年5月17日

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号
株式会社プロスペクト
株主 伸和工業株式会社
株主 西村 浩

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、東京地方裁判所2020年4月6日付株主総会招集許可決定(令和2年(ヒ)第4号)に基づき、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月1日(月曜日)午前9時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1.日 時 2020年6月1日(月曜日)午前12時(受付開始 午前11時より)
- 2.場 所 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル LB階 「灘尾ホール」
(会場手配の都合上、会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3.目的事項
決 議 事 項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の各員数に係る定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役6名の選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主の皆様へ

伸和工業株式会社及び西村浩(以下「通知人ら」といいます。)は、2019年10月31日付株主総会招集請求書により、当社代表取締役社長である田端正人氏に対し、株主として、会社法第297条第1項に基づき、上記決議事項記載の決議を目的とする臨時株主総会招集請求をいたしました。

これに対し、当社が臨時株主総会の招集手続を行わなかったことから、通知人らは、2020年1月10日、東京地方裁判所に対し、会社法第297条第4項に基づき、株主総会招集許可決定の申立てを行いました(令和2年(ヒ)第4号株主総会招集許可申立事件)。

上記申立事件につき、東京地方裁判所は、2020年4月6日、通知人らが、(1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の各員数に係る定款一部変更の件、(2)取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件、及び(3)監査等委員である取締役6名選任の件を目的事項とする臨時株主総会を招集することを許可する旨決定いたしました。なお、かかる決定に対しては、法律上不服申立てが認められないため(会社法第874条第4号)、同決定は同日付で確定しております。

通知人らは、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令される中、本年6月下旬に予定されている当社の第119回定時株主総会とは別に本臨時株主総会を行う必要性と、本臨時株主総会開催による他の株主様への影響について、本日まで、慎重に検討を続けて参りました。その中で、通知人らは、本臨時株主総会の招集請求と並行して、第119回定時株主総会について、現経営体制を刷新する取締役候補者を挙げた株主提案を2020年3月31日付で当社に対して行い、当社に対して、その内容を当社ウェブサイトに掲載するよう求めておりましたが、現経営陣は、その要求を拒否して株主への情報提供を行わない一方で、当社ウェブサイト2020年4月15日付「当社主要株主による臨時株主総会招集のための基準日設定公告に関するお知らせ」^{※1}において、臨時株主総会招集請求にて通知人らが問題としている当社の課題については触れることなく、通知人らの提案する臨時株主総会の目的事項は不必要であるとの現経営陣の意見のみを掲載し、他の株主様に情報提供いたしました。このような現経営陣の対応に接し、通知人らは、第119回定時株主総会を、現経営陣の影響力を排除した体制で行い、当社の経営体制を適切に再構築する必要があるものと判断し、東京地方裁判所による招集許可決定に基づいて、当社臨時株主総会を開催することを

決意いたしました。株主の皆様におかれましては、第119回定時株主総会とは別に本臨時株主総会にご参加いただくことにつき、多大なご負担をおかけすることとなりますが、本臨時株主総会開催の趣旨にご理解を賜り、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

※ 1 <http://www.prospectjapan.co.jp/ir/pdf/kabunushikijyunnkouku200415.pdf>

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がっています。会場での感染防止のため、ご来場はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙のご利用をいただきますようご理解を賜りたく存じます。

ご来場にてご出席される場合は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の各員数に係る 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の取締役及び監査等委員である取締役が株主共同の利益に沿う布陣になっていないのではないかと疑問が生じているところ、現経営陣体制を維持したまま第119回定時株主総会を迎えた場合、現経営陣の運営により、第119回定時株主総会において、現経営陣の意向に沿う取締役候補者が提案されることとなります。第119回定時株主総会を適切に運営し、適切な経営体制を構築するためには、第119回定時株主総会までに現経営陣を監視し得る取締役を選任することが株主共同の利益のために喫緊の課題であると考えます。そこで、第119回定時株主総会の前に、現経営陣による経営を監視し、適切な定時株主総会を運営するために必要な人材として、第2号議案及び第3号議案でご提案する各候補者を取締役として追加選任するために、現行定款上各4名以内となっている取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の員数を、各6名増加し、各10名以内とすることをご提案する次第です。

なお、現経営陣は、当社ウェブサイト上で、2020年4月15日付「当社主要株主による臨時株主総会招集のための基準日設定公告に関するお知らせ」を掲載し、その中で、当社の規模等を理由として、取締役を合計20名に急増させる必要はないと主張しております^{*2}。しかし、本議案は、東京地方裁判所より許可を受けた取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役各6名を選任する第2号議案及び第3号議案の前提となるものであり、上記のとおり、現経営陣を上回る員数の取締役を追加選任する必要性は明白なものであります。また、本議案は、上記のとおり、現経営陣を上回る取締役を追加選任することにより現経営陣による経営を監視して適切な経営体制を構築するためのものでありますので、本議案による取締役20名への増員体制は、経営体制の刷新案を策定するまでの暫定的な体制であり、本臨時株主総会の各議案をご承認いただき、追加選任された取締役による

現経営陣の経営に対する監視の下、今後の当社の経営に適切な員数を検討し、第119回定時株主総会または近い時期において、再度、定款変更により、取締役の員数を、今後の当社の経営に適切な員数に変更することを予定しております。したがって、本議案は、第119回定時株主総会以降も、当社が今後継続して取締役20名体制をとるべきことを前提とするものではございません。このように、本提案による増員体制が暫定的なものであることは、通知人らが行った臨時株主総会招集請求により現経営陣に対しても既に通告済みであり、当該請求の内容は、当社ウェブサイトの2019年11月6日付IR情報にも掲載されております※3。にもかかわらず、現経営陣が、上記のとおり、当社の規模等を理由として20名への増員に反対を表明していることは、現経営陣が、本提案が問題としている当社の課題と本提案の目的を全く理解していないことの証左であり、現経営陣の上記反対意見は、現経営体制の維持を図る目的のみでなされたものであり、このような現経営体制の自己保身的な対応からしても、本提案をご承認いただく必要性は、より一層強まっているものと考えます。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社ウェブサイト等にて、現経営陣の動向もご確認下さい。

※2 <http://www.prospectjapan.co.jp/ir/pdf/kabunushikijyunnkoukoku200415.pdf>

※3 <http://www.prospectjapan.co.jp/ir/pdf/rinjisoukai191106.pdf>

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章取締役及び取締役会 第19条（取締役の員数） 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>4</u>名以内を置く。 2. 当社は、監査等委員である取締役<u>4</u>名以内を置く。	第4章取締役及び取締役会 第19条（取締役の員数） 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>10</u>名以内を置く。 2. 当社は、監査等委員である取締役<u>10</u>名以内を置く。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任の件

当社の取締役が株主共同の利益に沿う布陣になっていないのではないかとこの疑問が生じているため、経営体制の刷新案を策定するまでの暫定体制として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の追加選任を提案するものであります。

なお、本議案は、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の各員数に係る定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	ふじ さわ のぶ よし 藤 澤 信 義 (1970年1月17日生) ■所有する当社株式の数 7,530,500株	2007年 8月 かざか債権回収株式会社 (現パルティール債権回収株式会社) 代表取締役会長
		2008年 6月 Jトラスト株式会社代表取締役会長 株式会社マスワーク (現キーノート株式会社) 取締役
		2010年 6月 Jトラスト株式会社取締役 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役
		2010年 10月 Jトラスト株式会社取締役最高顧問
		2011年 5月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 代表取締役会長
		2011年 6月 Jトラスト株式会社代表取締役社長
		2013年 10月 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 (現任)
		2014年 1月 親愛貯蓄銀行株式会社 (現JT親愛貯蓄銀行株式会社) 会長
		2014年 5月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役会長
		2014年 9月 LCD Global Investments LTD. (現AF Global Limited.) 取締役
		2015年 3月 JTキャピタル株式会社理事会長
		2015年 6月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役 Jトラスト株式会社代表取締役社長 最高執行役員
		2017年 3月 株式会社デジタルデザイン (現SAMURAI&J PARTNERS株式会社) 社外取締役
		2019年 6月 株式会社KeyHolder取締役会長 (現任)
		2019年 9月 maneoマーケット株式会社取締役 (現任) maneo株式会社取締役 (現任) 株式会社リクレ取締役 (現任)
		2020年 3月 Jトラスト株式会社取締役会長 (現任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	経歴、経歴の略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
2	にしむらひろし 西村浩 (1962年8月23日生) ■所有する当社株式の数 38,934,500株	1987年 4月 ショーワテック株式会社入社
		1987年 10月 伸和工業株式会社設立 代表取締役 (現任)
		2012年 11月 新エネルギーメンテナンス株式会社代表取締役 (現任)
		2014年 8月 伸和工業メンテ株式会社代表取締役 (現任)
3	おかまきる 岡勝 (1963年9月11日生) ■所有する当社株式の数 1,000株	1988年 4月 株式会社朋友建設入社
		1999年 2月 都市住宅販売株式会社入社
		2001年 4月 明和ファイナンス株式会社入社
		2003年 11月 株式会社ケイ・エス・シー入社
		2008年 11月 株式会社ライブレント代表取締役 (現任)
		2017年 8月 株式会社フロンティアハウス取締役専務執行役 (現任)
4	いずみのぶ ひこ 泉 信彦 (1966年3月11日生) ■所有する当社株式の数 300,000株	1990年 4月 株式会社愛媛銀行入行
		1997年 9月 株式会社ロプロ (現株式会社日本保証) 入社
		2007年 6月 同社取締役
		2008年 6月 同社常務取締役
		2009年 6月 同社常務執行役員
		2011年 12月 レクセム株式会社 顧問 (現任)
		2014年 11月 株式会社フォーサイド取締役会長 (現任)
		2015年 6月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 社外取締役
		2016年 1月 株式会社横浜フリースポーツクラブ社外取締役
		2017年 2月 同社取締役副会長 (現任)
5	やん ちょう けん 楊 長健 (1973年8月19日生) ■所有する当社株式の数 0株	2007年 11月 オリックス株式会社入社
		2019年 4月 東渡ジャパン株式会社副社長
		2020年 3月 CIFI Japan株式会社副社長兼専務執行役員 (現任)

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
6	さいとう 藤 慶 (1970年12月1日生) ■所有する当社株式の数 0株	1994年 7月 株式会社ピーナツクラブ入社
		2001年 3月 同社東京支社社長
		2006年 12月 株式会社ブレイク設立
		2007年 4月 同社代表取締役
		2008年 12月 株式会社ネクストジャパンホールディングス (現Jトラスト株式会社) 代表取締役
		2010年 10月 同社代表取締役社長
		2013年 3月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 入社 顧問
		2013年 6月 同社代表取締役社長
		2015年 6月 ハイライツ・エンタテインメント株式会社取締役副社長
		2018年 10月 株式会社トボスエンタープライズ入社 (現任)

(注) 1. 西村浩氏が代表取締役を務める伸和工業株式会社、新エネルギーメンテナンス株式会社及び伸和工業メンテ株式会社は、当社と同様に自然エネルギー等を利用した発電及びその管理、販売等の事業を行うものでありますが、当社と直接の取引関係はありません。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡勝氏を除く5名の候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。

3. 各候補者の選任及び社外取締役候補者とした理由

- 1) 藤澤信義氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任しております。
- 2) 西村浩氏は、再生可能エネルギー分野において、幅広い知見を有し、当社の再生可能エネルギー事業分野の向上に有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任しております。
- 3) 岡勝氏は、不動産事業において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社全般における持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ牽引していただけると判断し選任しております。
- 4) 泉信彦氏は、幅広い分野で培った経験と金融に関する高度な知識及び企業経営者としての豊富な知識・人脈を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任しております。
- 5) 楊長健氏は、香港上場企業CIFIホールディングス(中国大手の不動産開発企業)100%子会社

のCIFI Japan株式会社の副社長として日本における不動産の取得及び開発の責任者でもあり、日本の株式会社の取締役として経営に関与された経験はございませんが、執行役員として経営に関与されているご経験から、当社不動産事業に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任しております。

- 6) 齊藤慶氏は、上場企業の企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任しております。

第3号議案 監査等委員である取締役6名の選任の件

当社の取締役が株主共同の利益に沿う布陣になっていないのではないかととの疑問が生じているため、経営体制の刷新案を策定するまでの暫定体制として、監査等委員である取締役6名の追加選任を提案するものであります。

本議案は、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の各員数に係る定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	草 深 多 計 志 (1962年11月23日生) ■所有する当社株式の数 0株	1985年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行
		2001年 7月 パシフィックゴルフマネージメント株式会社入社
		2003年 3月 同社取締役
		2004年 12月 PGMホールディングス株式会社取締役
		2006年 3月 パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役
		2007年 12月 PGMホールディングス株式会社代表取締役社長
		2012年 5月 A-WIND合同会社 代表社員(現任)
		2013年 7月 ドリームクロス株式会社取締役(現任)
		2013年 11月 株式会社高滝リンクス倶楽部取締役(現任)
		2015年 10月 SHホールディングス株式会社代表取締役社長(現任)
		2017年 4月 GTech株式会社代表取締役社長(現任)
		2018年 5月 株式会社関通監査役
		2019年 5月 同社 取締役(監査等委員)(現任)
		2019年 6月 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長(現任)
		2019年 9月 株式会社インフィニティーオーシャン 取締役(現任)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	経 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	はま だ たく じ ろう 浜 田 卓 二 郎 (1941年10月5日生) ■所有する当社株式の数 0株	1965年 4月 大蔵省（現財務省）入省
		1974年 7月 同省主計局主査
		1977年 6月 同省退官
		1980年 6月 第36回衆議院議員総選挙当選
		1987年 11月 外務政務次官
		1991年 1月 衆議院社会労働委員長
		1991年 8月 衆議院厚生委員長
		1991年 11月 衆議院法務委員長
		1998年 7月 第18回参議院議員通常選挙当選
		1999年 10月 参議院行政監視委員長
		2003年 2月 参議院議員を辞職
		2004年 12月 弁護士法第5条の規定により弁護士としての認定を受ける
		2005年 2月 弁護士法人浜田卓二郎事務所設立 代表社員（現任）
		2012年 11月 株式会社カーチスホールディングス社外取締役（現任）
3	おお くら けん じ 大 倉 健 嗣 (1975年10月16日生) ■所有する当社株式の数 0株	2014年 11月 株式会社フォーサイド社外取締役（現任）
		2008年 12月 弁護士登録（東京弁護士会）
		2009年 1月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業入所
		2011年 7月 LINE株式会社入社
		2018年 4月 株式会社リクルートホールディングス入社
4	くら とり ひろし 黒 鳥 浩 (1952年11月21日生) ■所有する当社株式の数 0株	2019年 1月 INT法律事務所入所（現任）
		1976年 4月 野村證券株式会社入社
		1988年 12月 ノムラ・インターナショナルPLC（野村證券ロンドン現地法人） 債券営業部長
		1993年 5月 ノムラ・バンク（スイス）LTD.（野村證券スイス現地法人） 社長兼株式会社野村総合研究所スイス現地法人取締役
		1999年 12月 株式会社上田ファイナンシャル・エンジニアリング常務取締役
		2007年 1月 KOBE証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社）専務執行役員
		2010年 1月 インヴァスト証券株式会社代表取締役専務
		2011年 6月 同社常勤監査役
5	み た すし 三 田 進 (1948年3月21日生) ■所有する当社株式の数 0株	2019年 9月 一般財団法人日本次世代産業推進機構 国連次世代産業大学院設立準備室参与（現任）
		1970年 5月 大阪ガス株式会社入社
		2000年 7月 同社取締役
		2003年 7月 株式会社ガスアンドパワーインベストメント （現Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社）代表取締役
		2009年 7月 株式会社クリエイティブテクノソリューション代表取締役
		2010年 7月 さくら情報システム株式会社常勤監査役
		2012年 6月 同社退任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
6	福田悦男 (1944年1月26日生) ■所有する当社株式の数 0株	1963年 4月 東京国税局世田谷税務署入所
		1987年 8月 福田悦男税理士事務所開業
		2018年 12月 新大和税理士法人 代表社員 (現任)

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。

3. 各候補者を社外取締役候補者とした理由

- 1) 草深多計志氏は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、当社グループ全体の経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し選任しております。
- 2) 浜田卓二郎氏は、大蔵省主計局主査、衆議院議員及び参議院議員などの要職を歴任しており、退任後は、弁護士活動及び上場会社の社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。なお、浜田卓二郎氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- 3) 大倉健嗣氏は、弁護士として大手企業のコンプライアンス体制の構築など幅広く法務の業務を経験しており、法的な知見から意見・提言をいただくことで、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。なお、大倉健嗣氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- 4) 黒鳥浩氏は、ノムラ・バンク(スイス)LTD.(野村証券スイス現地法人)社長兼株式会社野村総合研究所スイス現地法人取締役を務めるなど金融に関する豊富な経験と知識に基づくグローバルで多様な視点で、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

- 5) 三田進氏は、大阪ガス株式会社の役員を歴任する等、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。
- 6) 福田悦男氏は、国税局に勤めた経験及び税理士としての幅広い知識を有しており会計並びに企業統治に関する監査全般の計画、及びモニタリング活動に適切な助言をいただけるものと判断し選任しております。なお、福田悦男氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

以 上

<議案に対する当社取締役会の意見及び当該意見にかかる参考情報>

通知人ら株主より、当社取締役に対して議案を通知したところ、当社取締役会から、次のとおり、議案に対する意見を受領しております。

当社取締役会は、以下の理由により、株主提案に係る第1号議案～第3号議案(以下総称して、「本株主提案」といいます。)に反対いたします。

- ① 本株主提案は、当社の定款を変更の上、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役をそれぞれ6名ずつ追加選任するというものです。

しかしながら、当社の現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役はそれぞれ4名(合計8名)であり、また、当社の従業員は40名程度ですので、当社の規模やコーポレート・ガバナンスの実態等に照らし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役をそれぞれ6名(合計12名)も追加選任し、当社の取締役を合計20名へと急増させる必要がないことは明らかなです。

- ② また、西村浩氏及び藤澤信義氏は、本株主提案について共同して議決権の行使を行うことに合意している旨を明らかにしているところ、伸和工業株式会社及び西村浩氏(以下「本提案株主」といいます。)が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役をそれぞれ6名(合計12名)も追加選任することを求めているのは、西村浩氏ないし藤澤信義氏の意向に沿う者により、取締役会及び監査等委員会の過半数を占めるためであることが強く疑われます。しかしながら、特定の者の意向に沿う者により取締役会及び監査等委員会の過半数を占めるという体制が、コーポレート・ガバナンスの観点から不適切であることは明らかなです。特に、監査等委員会 は経営陣の職務執行を監査・監督する立場にあるにもかかわらず、本株主提案は、監査等委員会の過半数を、経営陣の候補者たる西村浩氏ないし藤澤信義氏の意向に沿う者によって占めることを企図していると考えられ、監査等委員会による適切な監査・監督体制を損なうものであることは

明らかといえます。本株主提案の内容は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な理解を欠くものといわざるを得ず、本提案株主の提案する体制の下では、当社のその他の株主の皆様の利益を十分に考慮した会社経営が期待し難く、本株主提案が当社の企業価値及び株主共同の利益向上に資するものとは到底認められません。

- ③ 当社は、現在、不動産販売事業と再生可能エネルギー事業を軸に事業展開をしておりますが、当社グループを巡る競争環境は厳しさを増しており、これに迅速に対応しうる体制と強固な経営基盤を確立し、持続可能な成長を実現する戦略が必要であるとの考えのもと、2021年3月期を初年度とする3か年の「中期経営計画 Strategy & Action」を策定し、その達成に向けて役職員一丸となって日々邁進しております。しかしながら、仮に本株主提案に基づき合計12名もの取締役が追加して選任され、当社の取締役会が西村浩氏ないし藤澤信義氏の意向に沿う者より占められる体制となった場合、当社の経営に無用の混乱をきたすとともに、当社がこれまで構築してきた、当社グループ従業員、お客さま、金融機関及び取引先等を含めたステークホルダーとの間の信頼関係が損なわれ、その結果、当社の今後の成長が妨げられるおそれが高いといわざるを得ません。
- したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

- ④ なお、当社は、2019年11月1日に、本提案株主から臨時株主総会の招集請求を受けましたが、その当初より、本提案株主に対し、具体的な取締役候補者を明らかにするよう再三求めてまいりました。しかしながら、本提案株主は、具体的な取締役候補者は決まっていると述べながらもこれを一向に明らかにしようとしませんでした。結局、当社が本提案株主から具体的な取締役候補者を明らかにされたのは2020年4月23日であり、しかも、当社は、本提案株主から、株主総会参考書類に当社取締役会としての意見を記載することを希望する場合には翌24日までに当該意見を明らかにするよう求められました。また、同時点において、本株主提案に係る提案の理由につきましては、当社に対して明らかにされておられません。取締役会が株主の提案する議案をどのように捉えているかという情報は、株主の皆様が意思決定をする上で極めて重要な情報であるにもかかわらず、当社取締役会に対しわずか1日という限られた検討時間しか与えようとしない本提案株主の姿勢は、当社のその他の株主の皆様の利益を軽視するものにほかならず、このような観点からも、本株主提案が当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から行われたものといえないことは明らか

です。

また、上記の事情により、上記で述べた当社取締役会の意見の理由は当社取締役会が本株主提案に反対する理由の一部にとどまっておりますので、本提案株主から開示を受けた情報等を踏まえ、必要に応じ別途当社の考え方を明らかにしてまいります。

当社取締役会が本株主提案に反対するより詳細な理由、並びに、当社が最良と考える経営体制及びその理由につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.prospectjapan.co.jp/ir/>)において別途公表いたしますので、併せてご覧ください。

上記当社取締役会の議案に対する意見のうち、当社取締役を合計20名に増加させることに反対している取締役会の意見(上記①)については、前記のとおり、既に当社ウェブサイト上でも表明されているところですが、本臨時株主総会議案は、第1号議案の提案の理由に記載のとおり、経営体制の刷新案を策定するまでの暫定的な体制としてご提案するものであり、取締役会の反対意見は、本臨時株主総会議案に対する理解を欠くものと考えております。詳細は、第1号議案の提案の理由をご参照ください。

次に、取締役候補者について、西村浩氏ないし藤澤信義氏の意向に沿う者により、取締役会及び監査等委員会の過半数を占めるためであることが強く疑われるという取締役会の意見(上記②)については、そもそも、本臨時株主総会議案は、当社が2019年2月14日に公表した特別損失17億48百万円の計上のお知らせ、2019年5月15日に公表した特別損失70億98百万円の計上のお知らせ、2019年11月14日に公表した特別損失14億94百万円の計上のお知らせ等、過去の投資(経営)判断による責任を明確にしておらず、当社が公表したものは、2018年12月13日付、2019年3月期第2四半期の四半期報告書提出遅延に係る混乱の責任での代表取締役の異動および、2019年6月28日付、決算短信の訂正に係る責任による役員報酬の自主返上(3ヵ月)であります。このことからしても、現取締役が、当時の常務取締役であり、現代表取締役である田端正人氏の意向に沿う構成となっており、その体制が株主共同の利益に沿う布陣になっていないのではないかと疑問を生じるのは、ごく自然であり、このことから、現経営陣の経営を監視し、経営体制の刷新案を策定するまでの暫定的体制として、第2号議案及び第3号議案記載の取締役候補者の選任をお願いするものであります。なお取締役候補者は、いずれも、会社経営者、専門職の立場から豊富な知識

と経験を有しており、現代表取締役田端正人氏の意向に沿う現経営陣の経営を適切に監視し、当社株主の共同利益の実現のため、有益なご意見やご指導をいただけるものと判断しております。

さらに、本臨時株主総会議案による取締役の追加選任が、当社の今後の成長の妨げとなるおそれが高いという取締役会の意見(上記③)については、現代表取締役田端正人氏の経営体制の下で当社の業績はいまだに低迷を続けており、その中で発表された「中期経営計画 Strategy & Action」についても、具体性を欠くものであり、必ずしも当社の今後の成長のために十分なものであるとはいえません。

また、本臨時株主総会議案は、直ちに現経営陣の退陣を伴うものではなく、経営の連続性に配慮しつつ、現経営陣による経営に対する監視と、今後の適切な経営体制の構築を実現することを目的とするものであり、現経営陣に加えて、追加選任された取締役の意見、指導の下、中期経営計画をよりブラッシュアップし、具体性に欠ける点を改善し実現していくことが、当社の今後の成長のため、ひいては当社株主の皆様の利益に必要不可欠なものであると考えております。

最後に、上記取締役会の意見が、限られた検討時間の中でなされたものであるという点(上記④)については、取締役会の上記意見は、結局、現経営体制の現状維持を主張するものであると思われるところ、本臨時株主総会議案である取締役の追加選任と経営体制の刷新の必要性は、昨年2019年10月31日付でなされた臨時株主総会招集請求の際から取締役会に通知され、東京地方裁判所における株主総会招集許可申立事件の中でも通知人ら株主が繰り返し指摘してきた事項であるため、これに対する現取締役会の検討時間が限定されていたとの意見については疑念の生じるところですが、いずれにしても、本臨時株主総会議案における取締役候補者は、いずれも、当社の企業価値及び株主共同利益の向上に資する人材であり、本招集ご通知には株主の皆様にご判断いただくために必要な各取締役候補者の情報が掲載されておりますので、ご高覧の上、本臨時株主総会にご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記取締役会の意見によれば、取締役会においては、本臨時株主総会議案に対して、今後、さらなる反対意見を当社ウェブサイトで公表するとのことです。招集権者かつ当社の筆頭株主である通知人らも株主として、取締役会の今後の動向を厳しい目で監視していきたいと考えておりますが、株主の皆様におかれましても、引き続き、当社ウェブサイト等にて、現経営陣の動向をご注視くださいますようお願い申し上げます。

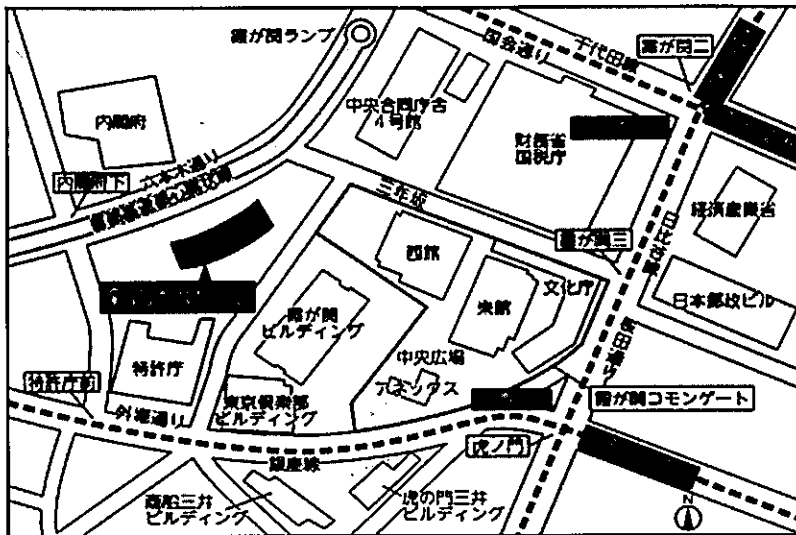
以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル LB階 「瀬尾ホール」



<交通>

- ・地下鉄銀座線「虎ノ門駅」11番出口より徒歩5分
・地下鉄千代田線／丸ノ内線／日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分
※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

＜本株主総会に関するお問い合わせ先＞

株式会社プロスペクト

株主 伸和工業株式会社

電話番号03-4405-8838